



日高市

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

利用の手引き

日高市



目次

1. 日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	3
2. 宣誓の要件	4
3. 宣誓に必要な書類	5
4. 宣誓手続きの流れ	7
5. 宣誓書受領書、宣誓書受領カード	8
6. 宣誓書受領書、宣誓書受領カードの再交付	10
7. 宣誓事項等の変更	11
8. 宣誓書受領書、宣誓書受領カードの返還	12
9. 無効となる宣誓	13
10. 個人情報の取扱いについて	13
11. 自治体間広域連携	14
12. Q&A	17



1. 日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力しあって生活を共にすると約束した、一方または双方が性的少数者である二人が、市長に対してパートナーであることを宣誓し、市が宣誓書受領書や宣誓書受領カードを交付する制度です。また、ファミリーシップ宣誓制度により、パートナーシップの宣誓をする方に子ども等がいる場合、家族の関係にあることを併せて宣誓することができます。

この制度は、相続など法律上の効果が生じるものではありませんが、市民の性の多様性への理解を深め、誰もが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すものです。

性的少数者

性自認（自己の性別についての認識）が戸籍上の性別と異なる方及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない方。

パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した、一方又は双方が性的少数者である二人の関係。

ファミリーシップ

パートナーシップにある方が、パートナーシップにある方の一方又は双方の子（実子又は養子）を含めた近親者等と生計が同一であり、愛情をもってその子等を養育し、又は扶養すると約束した家族の関係。

2. 宣誓の要件

1. パートナーシップの宣誓を行うとき

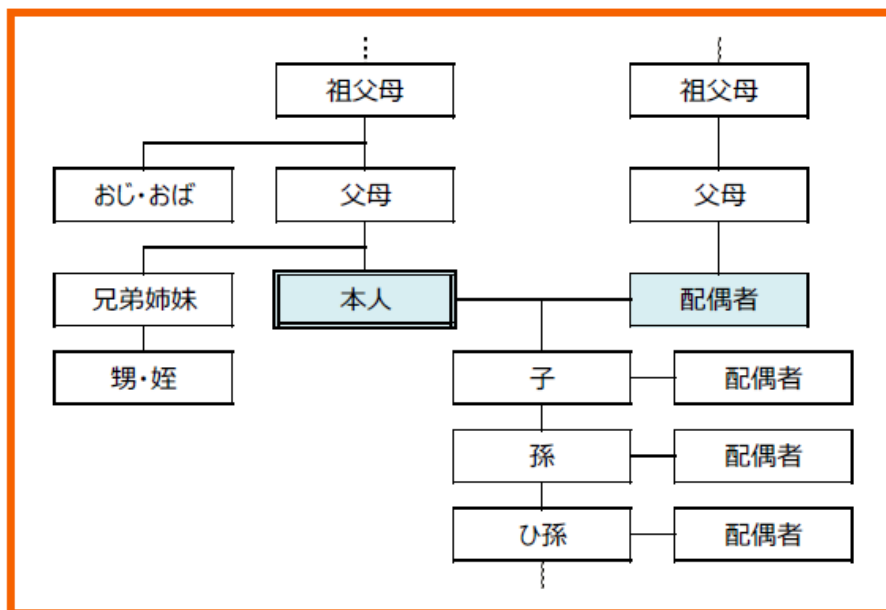
- (1) 一方又は双方が性的少数者であること
- (2) 双方が成年に達していること
- (3) 双方が日高市民であること（3カ月以内に日高市に転入する方も含みます）
- (4) 双方に配偶者がいないこと
- (5) 双方が他の方とパートナーシップにないこと
- (6) お互いが近親者でないこと

※近親者

- 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

※養子縁組によって近親者となった場合を除きます。

参考図 宣誓ができない関係（主な三親等内の親族図）



2. ファミリーシップの宣誓を行うとき

- (1) パートナーシップにある方の一方又は双方の子（実子又は養子）を含めた近親者であること
- (2) パートナーシップにある方の一方又は双方がファミリーシップ対象者と生計が同一であること

※上記要件に合致するか不明な場合は、個別にご相談ください。

3. 宣誓に必要な書類

1. パートナーシップの宣誓を行うとき

(1) 日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

- ・ 宣誓の当日、市職員立ち合いのもと宣誓書に記入していただきます。

(2) 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）、独身証明書その他独身であることが確認できる書類

- ・ 一人1通必要です（同じ戸籍の場合は、二人1通で可）。
- ・ 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等、独身が証明できる書類に日本語訳を添付しご提出ください。
- ・ 宣誓日以前3ヶ月以内に交付されたものに限りです。

※ファミリーシップの宣誓も行う場合は、子等を含めた写しを指定してください。

(3) 本人確認書類

- ・ 二人分必要です。
- ・ 有効期限があるものについては、有効期限内のものに限りです。

【1枚の提示で足りるもの（例）】

- ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 運転免許証
- ・ 住民基本台帳カード（顔写真付き）
- ・ 障がい者手帳
- ・ 在留カードまたは特別永住者証明書
- ・ その他、官公庁が発行した免許証等で顔写真があるもの

【2枚の提示が必要なもの（例）】

- ・ 住民基本台帳カード（顔写真なし）
- ・ 健康保険証
- ・ 国民年金手帳
- ・ 各種医療証
- ・ その他、官公庁が発行した免許証等で顔写真がないもの

(4) （転入予定の方など日高市に住所がない場合）住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- ・ 一人1通必要です（同一世帯の場合は、二人1通で可）。
- ・ 宣誓日以前3ヶ月以内に交付されたものに限りです。
- ・ 本籍地、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

※ファミリーシップの宣誓も行う場合は、子等を含めた写しを指定してください。

(5) (通称名の使用を希望される場合) 通称名を日常的に使用していることが確認できる書類

- ・ 郵便物(住所が記載されたものに限る)、社員証(顔写真付き)等の写し

※宣誓書受領書・宣誓書受領カードに通称名を記載します。

2. ファミリーシップの宣誓を行うとき

(1) 子との関係性を確認できる書類

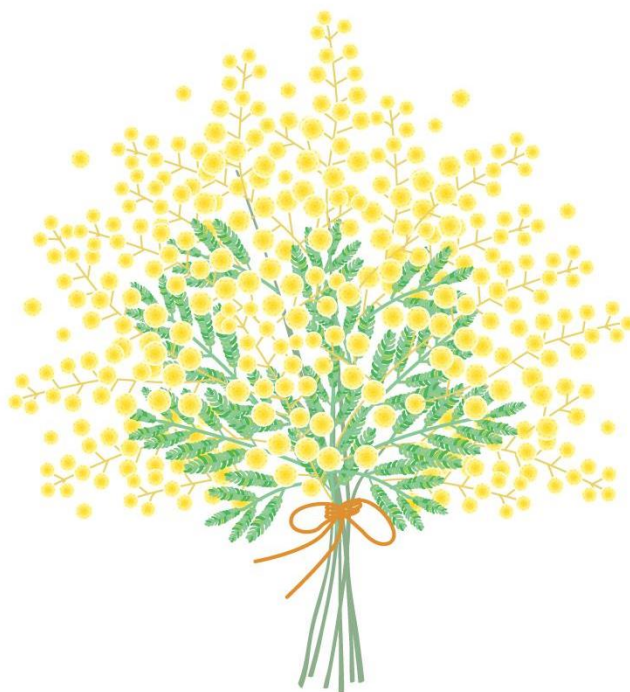
例：戸籍全部事項証明(戸籍謄本) 等

(2) 生計が同一である事実が確認できる書類

扶養していることがわかるものの例：健康保険証、所得証明書の写し 等

養育していることがわかるものの例：学費の支払い証明書 等

(3) (ファミリーシップ対象者の住所が市外にある場合) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書



4. 宣誓手続きの流れ

① 事前予約

- ・ 宣誓を希望する日の7日前までに下記連絡先にご予約ください。
- ・ 宣誓の日時・場所の調整と必要書類の確認を行います。
- ・ メールで予約する場合は、メール本文に「宣誓する方それぞれの氏名・住所・電話番号・メールアドレス」と「宣誓希望日時」を、ファミリーシップの宣誓も希望する場合は「ファミリーシップ対象者の氏名・住所・パートナーシップを宣誓するお二人との関係性」も記載をお願いします。

【連絡先】日高市役所 総務部 総務課 人権推進・市民活動担当
所在地 日高市南平沢 1020
TEL 042-989-2111 (内線 2235)
Mail link@city.hidaka.lg.jp



② 宣誓

- ・ 予約した日時に、必要書類をお持ちのうえ、お二人そろってお越しください。本人確認を行い、市職員立ち合いのもとで宣誓書を記入します。
 - ・ プライバシー保護のため、個室で対応します。
- ※ 対応時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く。）
午前9時～午後5時



③ 宣誓書受領書・宣誓書受領カードの交付

- ・ 宣誓日から概ね1週間後に、窓口または郵送で交付します。
- ・ 宣誓書受領書（お二人に1部）・宣誓書受領カード（お二人それぞれに1部）を交付します。また、ご希望があれば、ファミリーシップ対象者にも受領カードを交付します。
- ・ 要件を満たしていない場合、添付書類が不足している場合などは、お電話等で随時ご連絡します。
- ・ 窓口で交付…宣誓時に受取日を指定してください。受け取り当日は、本人確認書類（5ページ参照）をお持ちのうえ、市役所までお越しください（どちらかお一人でも可）。
- ・ 郵送で交付…宣誓書に記載された住所あてに宣誓書受領書・宣誓書受領カードをお送りします。

5. 宣誓書受領書、宣誓書受領カード

① 宣誓書受領書（イメージ）

※下の3つのデザインからお選びいただけます。

日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書

第 〇 号
年 月 日

日高市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第5条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

本人 年 月 日生
住所 年 月 日生

パートナー 年 月 日生
住所 年 月 日生

交付 年 月 日 日高市長 印

（無地）

日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書

第 〇 号
年 月 日

日高市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第5条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

本人 年 月 日生
住所 年 月 日生

パートナー 年 月 日生
住所 年 月 日生

交付 年 月 日 日高市長 印

（市章）

日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書

第 〇 号
年 月 日

日高市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第5条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

本人 年 月 日生
住所 年 月 日生

パートナー 年 月 日生
住所 年 月 日生

交付 年 月 日 日高市長 印

（花）

② 宣誓書受領カード（イメージ）

※内側は下の2つのデザインからお選びいただけます。

（無地）

内側

第 〇 号
年 月 日

日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード

日高市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第5条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

本人 年 月 日生
住所 年 月 日生

パートナー 年 月 日生
住所 年 月 日生

交付 年 月 日 日高市長 印

緊急連絡先 年 月 日生

この受領カードにより、法律上の効果が生じるものではありませんが、パートナーシップ・ファミリーシップを尊重することで、互いを人生のパートナーあるいはファミリーとして、日高市で生き生きと活躍されることを応援いたします。

※受領書の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいようお願いいたします。

※この制度を利用する方の性の在り方（性自認や性的指向等）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

（ハト）

内側

第 〇 号
年 月 日

日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード

日高市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第5条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証明します。

本人 年 月 日生
住所 年 月 日生

パートナー 年 月 日生
住所 年 月 日生

交付 年 月 日 日高市長 印

緊急連絡先 年 月 日生

この受領カードにより、法律上の効果が生じるものではありませんが、パートナーシップ・ファミリーシップを尊重することで、互いを人生のパートナーあるいはファミリーとして、日高市で生き生きと活躍されることを応援いたします。

※受領書の提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいようお願いいたします。

※この制度を利用する方の性の在り方（性自認や性的指向等）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

外側


(自由記入)

私は、医療機関に対し、私の意思の確認が困難な場合は、下記の項目について、パートナーを家族として取り扱っていただくよう、協力を求めます。

(許可しない項目があれば、×を付けてください。)

【 情報の開示・医療行為への同意・手術への同意・面会 】
 【 緊急連絡先 】
 【 特記欄 】

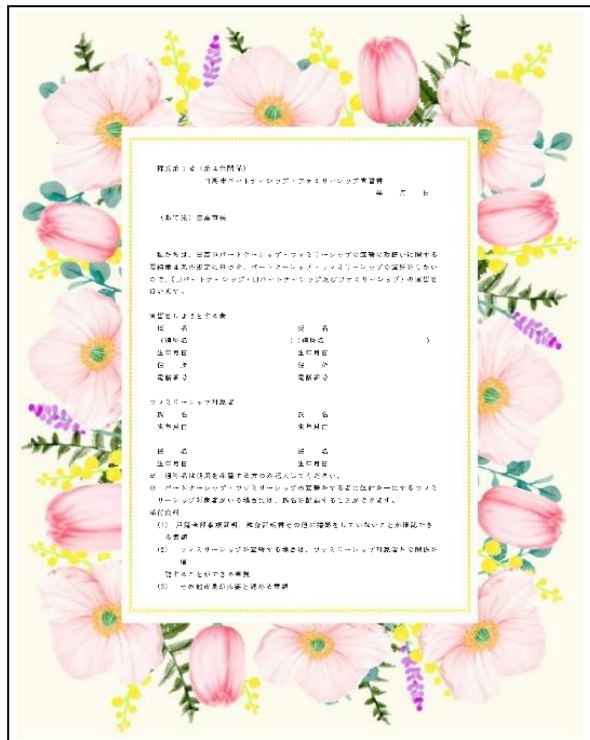
自筆書名 _____ 署名年月日 _____



日高市

③ 宣誓記念証 (イメージ)

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を祝福して、宣誓時に記念証を贈呈します。



6. 宣誓書受領書、宣誓書受領カードの再交付

次の場合は、宣誓書受領書・宣誓書受領カードを再交付することができます。

- (1) 宣誓書受領書・宣誓書受領カードを紛失したとき。
- (2) 宣誓書受領書・宣誓書受領カードを破損したとき。
- (3) その他特段の事情があるとき。

～ 再交付手続き ～

① 事前予約 (7ページ参照)

申請をする日時・場所の調整と必要書類の確認を行います。



② 再交付の申請

日程調整を行った日時に、必要書類を持参のうえ、宣誓者本人（お一人でも可）がお越しください。



③ 内容確認



④ 再交付

内容により、当日に交付できない場合もあります。

【必要書類】

- 日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等再交付申請書
- 宣誓書受領証 … 破損した場合のみ。
- 宣誓書受領カード … 破損した場合のみ。
- 本人確認書類（5ページ参照）

7. 宣誓事項等の変更

次の場合には、日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届を提出してください。

すでに交付した宣誓書受領書・宣誓書受領カードは返還していただきます。後日、内容を変更したものを交付します。

- (1) 宣誓者又はファミリーシップ対象者に氏名又は通称名の変更があったとき。
- (2) 宣誓者の一方又は双方が、市内に転入し、又は市内で転居したとき。
※宣誓時点で日高市に転入を予定されていて、3か月以内に日高市に転入した場合を含みます。
- (3) ファミリーシップ対象者を追加するとき。
- (4) ファミリーシップ対象者の全部又は一部と、ファミリーシップを解消するとき。
- (5) ファミリーシップ対象者が死亡したとき。

～ 宣誓事項変更手続き ～

① 事前予約 (7ページ参照)

届出をする日時・場所の調整と必要書類の確認を行います。



② 変更の届出

日程調整を行った日時に、必要書類を持参のうえ、宣誓者本人（お一人でも可）がお越してください。



③ 内容確認



④ 交布

後日、変更後の宣誓書受領書・宣誓書受領カード交付

【必要書類】

- 日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届
- 変更した事実が分かる書類
 - ・氏名を変更するとき…戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
 - ・通称名を変更するとき…通称名を使用していることが確認できる書類
※郵便物（住所が記載されたものに限る）、社員証（顔写真付き）等の写し
 - ・ファミリーシップ対象者を追加するとき…（6ページ「2. ファミリーシップの宣誓を行うとき」参照）
- 本人確認書類（5ページ参照）
- 双方の宣誓書受領書・宣誓書受領カード

8. 宣誓書受領書、宣誓書受領カードの返還

次の場合には、日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等返還届を提出し、宣誓書受領書・宣誓書受領カードを返還してください。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の一方が提出した宣誓書の取下げを希望するとき。
- (4) 宣誓の要件を満たさなくなったとき。

～ 返還手続き ～

① 事前予約

届出をする日時・場所の調整と必要書類の確認を行います。



② 返還の届出

日程調整を行った日時に、必要書類を持参のうえ、宣誓者本人（お一人でも可）がお越しください。

【必要書類】

- 日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等返還届
- 本人確認書類（5ページ参照）
- 宣誓書受領書・宣誓書受領カード

9. 無効となる宣誓

次の場合には、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を無効とします。また、無効となった宣誓の宣誓書受領書・宣誓書受領カードは返還してください。

- (1) 当事者間にパートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないとき
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき
- (3) 宣誓の要件を満たしていないとき
- (4) (転入予定で宣誓しているなどの場合) 宣誓日から3ヶ月以内に市内への転入の届出(11ページ「日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届」の提出)がされなかったとき

虚偽の宣誓を行った場合や要件に反している場合などは、無効とした宣誓書受領書の交付番号を公表する場合があります。

10. 個人情報の取扱いについて

宣誓に関する個人情報は、日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関することにのみ使用します。

ただし、日高市から日高市と連携協定を締結している自治体に転出する場合で、ご本人が希望される場合には、日高市から転出先の自治体に、日高市での宣誓内容に関する情報提供を行うことがあります(14~16ページ参照)。

11.自治体間広域連携について

日高市と連携協定を締結している自治体の中で転出・転入する場合、申出により、転出・転入に伴う手続きを一部省略できる場合があります。

日高市と連携協定を締結している自治体については、日高市役所 総務部 総務課 人権推進・市民活動担当（7ページ参照）にお問い合わせください。

日高市から転出する場合

日高市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合は、転出先の自治体で手続きしてください。

日高市への届出、宣誓書受領書・宣誓書受領カードの返還は不要です。

転出先での手続きについては、各自治体のホームページ等をご覧ください。

※日高市から転出先の自治体に、日高市での宣誓内容に関する情報提供を行うことがあります

日高市に転入する場合

連携協定を締結している自治体から日高市に転入する場合は、新たに日高市の宣誓書受領書・宣誓書受領カードを発行します。

必要書類をご用意のうえ、日高市で手続きしてください。

日高市への転入手続きに必要な書類

1. パートナーシップについて

(4) 日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

- ・ 手続き当日、市職員立ち合いのもと記入していただきます。

(5) 転入前に交付を受けた宣誓書受領書等および宣誓書受領カード等

- ・ 二人分必要です。

(6) 本人確認書類（5ページ参照）

- ・ 二人分必要です。
- ・ 有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

(4)（転入予定の方など日高市に住所がない場合）住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

- ・ 一人1通必要です（同一世帯の場合は、二人1通で可）。
 - ・ 転入手続き日以前3ヶ月以内に交付されたものに限りです。
 - ・ 本籍地、住民票コード、個人番号(マイナンバー)は記載不要です。
- ※ファミリーシップ対象者がいる場合は、子等を含めた写しを指定してください。

(5) (転入前に交付を受けた宣誓書受領書等および宣誓書受領カード等に記載されていない通称名の使用を希望される場合) 通称名を日常的に使用していることが確認できる書類

- ・ 郵便物（住所が記載されたものに限る）、社員証（顔写真付き）等の写し

※宣誓書受領書・宣誓書受領カードに通称名を記載します。

2. ファミリーシップについて

(1) 生計が同一である事実が確認できる書類

扶養していることがわかるものの例：健康保険証、所得証明書の写し 等
 養育していることがわかるものの例：学費の支払い証明書 等

(2) (ファミリーシップ対象者の住所が市外にある場合) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

日高市への転入手続きの流れ

① 事前予約

- ・ 転入手続きを希望する日の7日前までに下記連絡先にご予約ください。
- ・ 手続きの日時・場所の調整と必要書類の確認を行います。
- ・ メールで予約する場合は、メール本文に「制度を利用している方それぞれの氏名・住所・電話番号・メールアドレス」と「手続きの希望日時」を、ファミリーシップの対象者がいる場合は「ファミリーシップ対象者の氏名・住所・パートナーシップを宣誓するお二人との関係性」も記載をお願いします。

【連絡先】日高市役所 総務部 総務課 人権推進・市民活動担当

所在地 日高市南平沢 1020

TEL 042-989-2111 (内線 2235)

Mail link@city.hidaka.lg.jp



② 転入手続き

- ・ 予約した日時に、必要書類をお持ちのうえ、お二人そろってお越しください。本人確認を行い、市職員立ち合いのもとで日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の記入、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続に関する確認を行います。
 - ・ プライバシー保護のため、個室で対応します。
- ※ 対応時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く。）午前9時～午後5時



④ 宣誓書受領書・宣誓書受領カードの交付

- ・ 手続きから概ね1週間後に、窓口または郵送で交付します。
- ・ 宣誓書受領書（お二人に1部）・宣誓書受領カード（お二人それぞれに1部）を交付します。また、ご希望があれば、ファミリーシップ対象者にも受領カードを交付します。
- ・ 要件を満たしていない場合、添付書類が不足している場合などは、お電話等で随時ご連絡します。
- ・ 窓口で交付…転入手続き時に受取日を指定してください。受け取り当日は、本人確認書類（5ページ参照）をお持ちのうえ、市役所までお越しください（どちらかお一人でも可）。
- ・ 郵送で交付…宣誓書に記載された住所あてに宣誓書受領書・宣誓書受領カードをお送りします。

留意事項

- ・ 手続きのご予約をいただきましたら、日高市から転出元の自治体に連絡し、転入する方の宣誓内容に関する情報の提供を受けます。
- ・ 手続きが終了した後は、日高市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に則ります。
- ・ 手続きが終了した後は、日高市のパートナーシップ・ファミリーシップに係る行政サービスが利用できます。

1. Q&A

Q1. 婚姻制度とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度との違いは何ですか？

A1. 婚姻は法律に基づき行われるもので、相続や財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。
一方、日高市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づき独自に行うものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

Q2. 日高市に住んでいなくてもパートナーシップの宣誓をすることはできますか。

A2. 日高市へのパートナーシップの宣誓は、市の要綱に基づき独自に行われるものであるため、お二人がともに日高市に住んでいることが必要です。
※宣誓時に日高市に住んでいなくても、3か月以内に日高市内に転入する予定であれば、宣誓書を提出することができます。この場合は、日高市内に転入したあと、「日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届」を提出してください。

Q3. 同居していないと宣誓できませんか？

A3. パートナーシップの宣誓は、お二人がともに日高市内に住所があるか、3か月以内に日高市内に転入する予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。また、ファミリーシップの対象となる方については住所要件がありませんので、市外に住んでいる場合や同居していない場合でも宣誓することができます。

Q4. パートナーシップの宣誓は同性の二人しかできないのですか？

A4. 一方又は双方が性自認や性的指向に係る性的少数者であるお二人であればパートナーシップの宣誓をすることができます。戸籍上の性別は問いません。

Q5. 養子縁組をしていますが、パートナーシップの宣誓はできますか？

A5. 養子縁組によって近親者となった場合は、宣誓することができます。

Q6. 宣誓をすると戸籍や住民票に記載されますか？

A6. 日高市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は日高市独自の制度であるため、宣誓をしても、国の法律に基づいた制度である戸籍や住民票の記載事項に変更はありません。

Q7. 通称名を使用することはできますか？

A7. 宣誓書受領カードは通称名のみでの表記が可能です。宣誓書および宣誓書受領書については戸籍上の氏名と併記となります。再交付申請書、内容変更届、返還届については、戸籍上の氏名を記載していただくことになります。いずれの場合も、日常生活において、その通称を使用していることが分かる書類（郵便物・社員証など）をご提示していただく必要があります。



Q 8. 子ども以外もファミリーシップの対象になりますか？

A 8. 生計が同一であり、扶養の関係にあれば対象となる場合があります。詳しくは日高市ホームページをご覧ください。詳しくは日高市ホームページをご覧ください。詳しくは日高市ホームページをご覧ください。詳しくは日高市ホームページをご覧ください。

Q 9. 宣誓や交付はどこで行いますか？

A 9. 手続きは日高市役所庁舎の2階にある総務課が担当します。宣誓や交付など、来庁していただく際はプライバシーに配慮し、個室で対応します。

Q 10. カミングアウトしていませんが、宣誓することはできますか？

A 10. 周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓していただけます。

Q 11. 宣誓書受領書や宣誓書受領カードの即日交付は可能ですか？

A 11. 宣誓要件や提出書類等の確認を行うため、一週間程度お時間をいただきます。

Q 12. 土日など、休みの日に宣誓や交付を受けることはできますか？

A 12. 宣誓の受付、宣誓書受領書・宣誓書受領カードの交付は年末年始・祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時となります。平日のご都合がどうしてもつかない場合等は、総務課にご相談ください。

Q 13. 代理や郵送での宣誓はできますか？

A 13. 本人確認のうえ、市職員立ち合いのもとで宣誓書に記入していただく必要がありますので、代理や郵送での申請はできません。ただし、ご自分で記入が難しい場合は、代筆が可能です。

Q14. 市外に引っ越すときは、どのようにすればいいですか？

A14. 「日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等返還届」を提出するとともに、宣誓書受領書・宣誓書受領カードを返還していただきます。詳しくは日高市ホームページをご覧ください。

Q15. パートナーシップ・ファミリーシップを解消したいときはどうすればいいですか？

A15. 「日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書等返還届」を提出するとともに、宣誓書受領書・宣誓書受領カードを返還していただきます。

Q16. 宣誓受領書や宣誓書受領カードはどのような使い道がありますか。

A16. 法律上の権利や義務が発生するものではありませんが、宣誓したお二人の関係性を記載した公的書類として、医療機関での家族としての対応、携帯電話の家族割、飛行機の家族で共有できるマイルの適用、生命保険金の受取人の適用などで活用が期待されます。

Q17. なりすましや悪用はされませんか？

A17. 宣誓の際には、戸籍全部事項証明（戸籍謄本）や本人確認書類の提出を求め、原則、職員の面前で宣誓書へ自書していただくことで、なりすまし等の悪用を防止します。

また、悪用等が判明した場合には宣誓を無効とし、必要があればその宣誓書受領書の交付番号を公表いたします。

初版 令和3年12月

更新 令和6年8月

【発行先】

日高市役所 総務部 総務課 人権推進・市民活動担当

所在地 日高市南平沢 1020

TEL 042-989-2111 (内線 2235)

Mail link@city.hidaka.lg.jp